

令和三年十一月十日提出  
質問第一一九号

ネオニコ系農薬と広汎性発達障害との関係に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## ネオニコ系農薬と広汎性発達障害との関係に関する質問主意書

農薬取締法改正を受けて本年十月から農薬の安全性の再評価制度がスタートした。ネオニコチノイド系（ネオニコ系）の農薬についても各メーカーで動物等の実験を始めており、来年三月までにはデータが出揃い、それを最終評価にかけることとなっている。まず、この認識で間違っていないか、お教え願いたい。

メーカーからの実験データについては公表されるべきと考えるが、いかがか、お示し願いたい。

また、最終評価についてはいつ頃を目処に出されるのか、お示し願いたい。また、最終評価については公表すべきと考えるいかがか、お示し願いたい。

ネオニコ系の農薬については、一部専門家によって、自閉症や広汎性発達障害との関係が指摘されている。内閣の見解をお示し願いたい。

また、ネオニコ系の農薬の使用と自閉症や広汎性発達障害との関係は、否定できるのか、内閣の見解をお示し願いたい。仮に関係が否定できないとすれば、ネオニコ系の農薬について厳しい措置をとるべきと考えるかがか、見解をお示し願いたい。

ネオニコ系の農薬使用について、欧州各国の規制と日本の規制の違いについて政府の把握するところをお

示し願いたい。EUではネオニコ系農薬は何種類が使用可能となっているのか、また、日本では何種類が使用可能となっているのか、政府の把握するところをお示し願いたい。また、なぜ、規制に差があるのか、理由をお示し願いたい。

最後に、ネオニコ系の農薬と自閉症や広汎性発達障害との因果関係を徹底的に調査すべきと考えるが、内閣の見解を問う。

右質問する。